

刑事裁判における信頼性の問題（三）

所
一
彦

- 一 適性と信頼性
- 二 法定証拠主義における信頼性
- 三 幕府刑政における自白必要主義
- 四 自白必要主義の廃止（以上四号）
- 五 陪審の不採用
- 六 三審制
- 七 天皇裁判（以上五号）
- 八 陪審法
- 九 刑事裁判の民主化と信頼性の問題

八

「明治の末葉以来、陪審制度の採用の可否は相当に論議せられて居た。陪審制度を採用す可しと云ふ声も高かつたが、採用す可からずと云ふ説も有力であつた。陪審制度を排斥して、寧ろ參審制度に依拠す可しと云ふ意見にも侮る可からざる声威があつた。斯の如く種々の議論が上下せられて、陪審制度の運命は、渾濁の上に漂

つて居た時に、原首相が断乎として臨時法制審議会に陪審法の制定の可否を諮問したのは、正に空谷に跫音を聽くの觀があつた。——少くとも、朝野多数の法曹は左様に感じたものと私は考へる。斯かる情勢の下に陪審法が比較的短期間のうちに成立したことは、全く一の不可思議な奇蹟ではあるが、要するに、時代の所産である⁽¹⁾。陪審法制定の動機については、種々の見方がある。最も一般的なのは、自由ないし人権を擁護するための手段として陪審を設けたという見方で⁽²⁾、第一次大戦後における自由主義思想ないし民主主義思想の高揚の直接の產物として理解するのであろう⁽³⁾。かかる思想的背景を無視し得ないことは確かであるが、制定者達の意図がそこにあつたのでないこと、後述の通りである。いま一つは、普選の要求を拒んだ代償として、言いかえれば普選の実現を遅らすための手段として陪審を与えた、という見方である。曰く、

「往年の政友会全盛時代に時の首相原敬氏が国民多年の渴望であつた普選法に対し時期尚早を理由として議会を解散し民衆の反感を激発したるに対しその代償として国民に陪審制度実施の口実を与えた原敬一流の政策からの所産であつた」⁽⁴⁾

しかし普選の代償たりうるためには、第一に普選を要求していた人々が同時に陪審をも要求していたのでなくてはならない。ところが事実はそうではなかつた⁽⁵⁾。第二に、選挙権を拒まれた人々に陪審員資格を与えるのでなくてはならない。ところが陪審法は、陪審員資格を直接国税三円以上の納付者に限つた（二二条）。これは、当時（大正一二年）の選挙権の制限と同じである。

いま一つ、マルキシストであつた滝川幸辰の見方がある。

「ブルジョワージはプロレタリアートを、その国際的結合以前に××しておく必要を痛切に感じた。ここにブルジョワージにとつては、以前とは全く別の意味において、××の領域に手を伸ばす必要が起つて來た。即

ち××制度を××することが、新興勢力と××する有力な方法となつたのである。刑事訴訟における起訴に関する便宜主義の宣言はその極めて婉曲なものである。陪審法はこの役割を演すべき運命を背負はされて居る。

陪審裁判、その名は民衆参加によつて裁判の信頼を高めるにあるが、実はブルジョワージ××の一表現に外ならぬ⁽⁶⁾」

削除された部分に何が書かれていたかは確実に知る由がなく、したがつて論評は差控えなければならないが、本稿がこの一節に少からず示唆されたものであることは、記しておく必要がある。

本稿は、裁判に対する民衆の信頼を高めるために陪審を設けるのだという政府の説明を、まず真に受ける。司法大臣岡野敬次郎は、陪審法案の提出理由を次のように述べた。

「政府カ陪審制度ヲ採用スルコトヲ必要ナリト認メマシタル所ノ理由ハ、司法事務ニ関シマシテモ、或ル範囲ニ於キマシテ国民ヲシテ之ニ参与セシムルコトカ、立憲政治ノ本旨ニ適フ所以ナリト存シマスル、殊ニ輓近人文益々發達スルニ伴ヒマシテ国民ノ國務ニ参与シマスルコトハ、漸次其範囲ヲ拡メマスル傾向アル時ニ当リマシテ、單リ司法事務ニ關シテノミハ、依然トシテ国民ヲシテ無関係ナル地位ニ置カシムルコトハ、司法制度ト致シマシテハ十善ナリト申斯コトハ出来ナイノテアリマス、又現行制度ノ下ニ行ハレマスル裁判ニ対シマシテ、敢テ國民ト致シマシテ、不審ヲ懷ク者ハ無イトハ存シマスケレトモ、國民ヲシテ裁判手続ニ關与セシメテ、裁判ニ關スル十分ノ理解ヲ得ルヤウニ致シ、又裁判ヲ常職トスル所ノ裁判官カ時ニ陷ラントスル所ノ情弊ヲ救ヒマシテ、以テ國民ヲシテ裁判ニ關スル信頼ヲ厚ク致シマシテ、裁判ニ対シマシテハ十分ニ帰服セシムルト云フコトカ、社會ノ變遷ト人心ノ趨向トニ顧ミマシテ、極テ緊要ナル事ト信スル⁽⁷⁾」

右のうち立憲政治の本旨云々が、實際の動機・意図を説明するものとして十分でないことは、あらためて云う

までもないであろう。明治二三年以来の三〇年余の空白が、なによりも雄弁にそれを証明している。⁽⁸⁾ 重要なのは、後段の理由、すなわち「国民ヲシテ裁判ニ闘スル信頼ヲ厚ク致シマシテ、裁判ニ対シマシテハ十分ニ帰服セシムル」ことが「極テ緊要」だという理由である。岡野は、議員の質問に対し、繰返し次のように答えている。

「法案ノ目的トスル所ハ、即チ国民ヲシテ裁判ニ悦服セシメルニ在ル」⁽⁹⁾

「陪審制度ノ根本義ハ何処ニ在ルカト申シマスレハ、ソレハ国民ヲシテ裁判ニ帰服セシムルニアル、裁判ニ悦服セシムルノテアル」⁽¹⁰⁾

「被告人カ裁判ニ心服スル、サウ云フ目的ヲ達スレハ宜シイ」⁽¹¹⁾

この理解は、もちろん岡野だけのものだつたのではない。陪審法案が貴族院で審議未了に終つた四五議会でも、法制局長官馬場鑓一によつて、次のような答弁がなされている。

「人民ノ裁判ニ参加スルコトニ依ツテ、即チ裁判ノ効果ニ対スル信頼、裁判ノ判決ニ対スル悦服ト云フモノカ、トウシテモ陪審制度ノ主ナル目的トシテ居ルノタラウト思フ」⁽¹²⁾

陪審の評議に付することを被告人の意思にからせた(六条)のも、この趣旨からであつた。

「元來カ陪審ノ趣旨ハ被告人ヲシテ裁判ニ悦服セシムルニアル、敢テ被告人ノ望マサルニ拘ラス、之ニ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ強ユルノ必要ハナイ……若シ被告人ニシテ、陪審ノ評議ニ付セサルコトヲ望ム、即チ付スルコトヲ好マナイ、而シテ自ラ被告人トナツテ居ル、其裁判所ノ裁判官ノ裁判ニ服スルト云フ意思テアルト云フ場合ニ於テハ、殊更ニ之ニ陪審ノ評議ヲ強制スル必要ハナイ、被告人ハ甘ンシテ其裁判ニ服スル、其裁判官ノ裁判ニ服スルト云フ以上ハ之ヲ強ユル必要ハナイ」⁽¹³⁾

「或ル被告人ハ其裁判ニ依ルヨリモ、独断裁判ニ依ツテ貰ヒタイ、独断裁判官ノ裁判ノ方カ信頼スルト云フ

事力アツタ時ニハ、態々此法律ヲ強制スル必要カトコニアルカ、被告人ヲシテ裁判ニ悦服スルト云フ理想ヲ貫徹シナイ」⁽¹⁴⁾

しかし、信頼性は適性（民衆にとつての）を確保することによつても確保されうる。そして信頼性の確保が適性の確保によつてなされるのであれば、そしてまた適性の確保が陪審によつてなされるのであれば、立法者の言葉はどうあれ、陪審は自由主義と民主主義との正嫡子なのである。前掲岡野の提案理由は、あたかもそうであるかのように読める。次のような問答もあつた。

男爵池田長康君「……此陪審制度ニ依リマシテ、裁判ノ実質カ高マルト云フ御意見テアリマセウカ、否ヤ」
国務大臣（岡野敬次郎君）「……常識ノ加ハツタ適正ナル裁判カ出来得ルト云フ結果ヲ生シテ、国民カ即チ之ニ帰服スルト云フコトヲ齎ラスコトハ当然ノコトテアル……」⁽¹⁵⁾

しかし他方、岡野は、法案の陪審が人権擁護に役立つようなものでないという若槻礼次郎の指摘に対し、次のように言明している。

「先ニモ提案ノ理由トシテ申述ヘタコトハ、是ハ人権蹂躪ニハ関係ナインテアリマス……新刑事訴訟法ニ於キマシテ、當時ノ政府当局ヨリ段々説明ヲ致シマシタ如クニ、最モ此人権蹂躪ト云フコトニ重キヲ置イテ改正ヲ企テタ……誤判ヲ妨ク為メ陪審法案ヲ提出スルト云フコトテハナイ」⁽¹⁶⁾

では一体、「裁判ヲ常職ト致シマストコロノ裁判官ノ時ニ陥ラントスル情弊」とは何なのか。また「常識ノ加ハツタ適正ナル裁判」とは一体何なのか。岡野は次のように説く。

「俗ニ申セハ常職裁判官ノ裁判ニ喜服スルノテアルカ、常職〔「識」の誤りであろう＝筆者註〕裁判ト申マスケレトモ或ハ自己ノ同胞ノ幾多ノ人間カ之ニ加ハツテ、而シテ此裁判ヲシテ貰フト云フノト何レカ所謂喜服ヲ得

ルノ途テアルカト云フ問題トシテ考ヘテ見ナケレハナラヌ……矢張リ常職裁判官以外ノ素人ヲ加ヘ、即チ自分ノ仲間カラ之ニ加ハル所ノ人間ヲ出シテ而シテ出来タ所ノ裁判テアルナラハ或ハ裁判ハソレニ依ツテ、ソレニ

対シテ誤リ無シト云フコトハ是ハ断言ハ出来マセヌケレトモ、是ハ誠ニ已ムヲ得ナイコトアル、併ナカラ甘ンシテ裁判ニ服スルノカ、是カ即チ私ハ国民ヲシテ裁判ニ喜服セシムル所以テアラウト思フ⁽¹⁸⁾

陪審は、適性の確保によつて信頼性に奉仕するのではなかつた。そうではなくて、裁判に対する民衆の不信不満が民衆自身に向けられざるを得ない論理、したがつてまた権力には向い得なくなる論理をうちたることによつて、信頼性に奉仕するのであつた。岡野は繰返しこのことを言つてゐる。

「トウ云フ制度ヲ設ケマシタ所テ、万ニ一ツ誤リナシト云フコトハ申サレヌノテアリマス、併シナカラ既ニ国民カ自カラ裁判事務ニ参与シテ、裁判所ヲ助ケテ此處ニ裁判カ下ツタ以上ハ、是ハ満足スルヨリ外致方カナイ」⁽¹⁹⁾

そして、この理解もまた、岡野一人のものではなかつた。馬場も、次のように言つてゐる。

「自分等カラ出テ参ツタ所ノ者カ、事實裁判ニ与ツテ居ルノテアルカラ、其事實裁判ノ結果、其裁判ノ云フコトニ付テ人民カ満足スル……ソレカ即チ主トシテ此陪審制度ヲ実行スル趣旨テアラウト思ヒマス」⁽²⁰⁾

同じことを若干異つた言葉で表現した政府委員もあつた。

「裁判官タケヲシテ事實ノ真相ヲ得ルコトニ付テ全責任ヲ負ハセルノハ酷テアル、余程頭ノ良イ人テアリ、余程事情ニ通シテ居ル人テアツテモ、實際ニ於テ神ナラスンハ、事實ノ真相ヲ遺憾ナク、誤ナク、完全ニ凡テノ事件ニ付テ判断スルコトハ不可能テアル、之ヲ常職的裁判官ニ対シテ責ムルノハ無理テアル、是等モ制度ノ欠陥ノ一つテアル、故ニ果シテ陪審ナラハ、凡テノ事カ事實ノ真相ニ合フ、其合フコトカ現在ノ裁判官ノ判断

ニ優ルト云フコトハ予言致シマセヌカ、此事実ノ判断ノ責任ヲ民衆自ラ負フト云フコトカ、即チ此陪審ノ根基ト私ハ考ヘテ居ル⁽²¹⁾

飲みこみの早い或る議員は、これを次のような言葉で理解した。

「此陪審制度ナルモノハ、其全体カラ申スト是ハ諦メノ裁判手続テアル⁽²²⁾」

こうして次のような委員長報告ができあがつた。

「政府ハ……國民ノ裁判ニ対スル悦服ト、裁判ノ適正ヲ期セント欲スル……即チ裁判カアリマシテモ、國民カ其裁判ニ対シテ悦ンテ之ニ服従スルト云フコトカナケレハ、一向裁判ノ力ハ無イノテアル、而シテ此國民ノ裁判ニ対スル悦服ト云フコトヲ第一ノ目的トシ、第二ニハ如何ニ國民カ悦服スルカラト申シマシテモ、適正ト云フコトヲ非常ニ離レテ居ルト云フヤウナ場合ニ於テハ或ハ公平ナル裁判ト申サレヌカモ知レナイ、ソレ故ニ裁判ノ適正ヲ期スルト云フコトカ必要テアル……斯様ニ説明ヲ致シタ⁽²³⁾」

適性の問題は二の次であつて、「適正ト云フコトヲ非常ニ離レ」るのでさえなれば、「悦服」が優先するのであつた。

ところで立法者達は、なぜこのようにしてまで裁判に対する「悦服」を求めたのか。左はその答である。

「裁判ト人民ト云フモノハ、モツト接着セシメナケレハナラヌ……是ハ今日最モ必要ナ要求テアルト思フ、其要求ヲ充タサスシテ置タナラハ、或ハ恐ル誤信カラ誤信ヲ伝ヘテ、遂ニ或ハ裁判惹ヒテ司法省ト云フモノニ対シテ人民ハ怨ミノ声ヲ發スルテアラウ、是ハ非常ニ恐シイ」⁽²⁴⁾

「刑事案件ニ於テ一旦間違ツテ判決ヲ受ケタ者ト〔ノ〕の誤りであろう〔筆者註〕怨ト云フモノハ深イ、怨ハ尋常一樣テナイ、桂内閣時代ニ於ケル赤旗事件ナソト云フモノノ経過ヲ調ヘテ見ルト、実ニ深イ、國家組織ヲ呪

咀スル、國權ニ向ツテ斧ヲ加ヘテ行カフ……」⁽²⁵⁾

花井卓蔵は、もつと端的に云つた。

「國民カ裁判ニ恐怖スル。此結果ハ如何テコサイマセウカ。私ハ茲ニ敢テ論スルコトヲ憚リマス。先帝ノ有難キ大御心ニ対シ奉リテ恐懼セサルヲ得ナイノテアリマス。又東西ノ歴史ニ鑑ミテ寒心セサルヲ得ナイノテアリマス。就中仏蘭西ノ革命ハ殷鑑テアリマス」⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾

清瀬一郎も、次のように云つてゐる。

「何處ノ國ノ革命史ヲ讀ミマシテモ、革命ノ一番先ニ破壞サレルノハ司法官憲テアリマス……官僚裁判官、官僚警察ト云フ事ヲヤツテ行キ居ルト云フト、是ハ心配スル」⁽²⁸⁾

「國家ニ対スル憤懣、延テハ元首ニ対スル——何ト云ヒマスカ——疑惑斯様ナ事ヲ避クルコトカ陪審制度ノ一ノ目的アリマス」⁽²⁹⁾

読者は、おそらく先に本稿が紹介した江木の主張（本誌五号五〇・五一頁）を想起されるであろう。これらの発言が眞実どれだけ江木の影響を受けたものかは明らかでないが、それは恐らく重要でない。重要なのは、政府の要人にはせよ在野の要人にせよ、陪審法の制定にあづかつて力あつた人々の理解が、すべてこの点において共通だつたということである。なお二つの資料を加えておこう。一つは元老山県有朋が江木の理解者だつたことを示すものである。

「明治四十一年一月十二日山県公を小田原に訪ひました……陪審制度の必要論に入り午前八時から午後三時に及んだ……事理の明瞭なるに及んで遂に快よく公の了解するところとなつた……昼の食事が済むと談は直ちに実行方法に入つた……昨年の秋に至り山県公に呈したのが国体論の一編である、此国体論は私が陪審制度

に賛成するは近頃流行の「デモクラシー」にかぶれたもので無いことをも明かにしたものだが公は病床に二日間も此草稿を熟読し大いに安心せられたものか私に一書を寄せ是非此主意を貫徹せよと申来られた⁽³⁰⁾」

山県が事実陪審の設置に反対でなかつたことは、原敬日記の次の二節により明らかである。

「山県は陪審制度には結局程度の問題なりとて反対なく……」⁽³¹⁾

いま一つは、当時司法畠きつての実力者であつた平沼駿一郎の、次のような述懐である。

「口供完結と云ふ制度はいい制度だと思ふ。ただ証拠があるからと云つて裁判しても往々間違がある。陪審制度と云ふのは一つはその意味がある。犯人の自白の代りに素人の陪審員が事実、行為の判断をするのであって、陪審制度が目的通り行はれるといい。裁判官の責任遁れである。さう云ふ意味から云へば、口供完結も陪審制度も理由ある制度だと思ふ」⁽³²⁾

平沼が陪審法の制定に積極的だつたらしいことも、原敬日記から窺える。

「鵜沢総明、平沼駿一郎陪審制度の事に關し、目下調査中の刑事訴訟法中に挿入の必要ありとして今直に之を提議する事は案の成立上不得策かと思ふと云ふに付、他日の機会を見る方針を取るべしと云ふ事に協議せり」⁽³³⁾

「平沼検事総長を招き陪審制度設定の意思を伝へたるに、平沼は其が為めに内閣に特に委員を設くる方得策なるべし、即ち……我古來の國風と相容れざる法条を改正する事も陪審制度設定も皆公法上の問題なれば今の法律取調委員会に附議するに及ばざるべく、又同会にては到底何事も決定するの期なしとして其実況をも内話したり」⁽³⁴⁾

ところで、なぜこの時期に、この点についてこのような意見の一一致が見られるに至つたのか。大正史を知る読者は、おそらく説明の要がないであろう。

「テモクラシー運動の進展、労働運動の急速な展開、ロシア革命、米騒動——これらの事実は、人民大衆が
〔35〕

今やもはや一つの無視し得ない勢力となりつつあることを人々に強く印象づけた」
のであつた。原内閣の成立が、すでに「此の無言の圧迫感」⁽³⁶⁾の所産であつた。原内閣の手によつて始められた陪審設置の事業がまた、かかる「圧迫感」の所産であつたとしても、なんら不思議はない。しかも既に刑事裁判は、

民衆の疑惑と怨嗟の的だつたのである。花井卓蔵は次のように云つてゐる。

「今日、国民カ裁判ニ恐怖ノ念ヲ抱イテ居ルコトハ遺憾ナカラ私ハ認メサルヲ得ナイ」⁽³⁷⁾

清瀬一郎も同意見であつた。

「眞実私ハ日本国民ノ一般ニ流レテ居ル暗流ハ、裁判所ト警察、此ニツノ国家機関ニ対スル憎シミト云フモノカ、是ハ日本全国何處テモ流レテ居リマス、試ニ演説会ヲシテ御覽ナサイ、警察ト裁判所ノ攻撃ヲシタラ必ス拍手喝采テアル」⁽³⁸⁾

同じことを、もつと穏かに云う者もあつた。

「私モ……久シク裁判所ニ奉職ヲ致シテ居リマシタカ、時々感シタ事カアル……民衆ノ方カラ見タナラハ、⁽³⁹⁾

裁判所ト云フモノハ極メテ險惡ナ所テアル、サウシテ隨分無情テアルカノ如ク見ラルレテ、ナイカ」

政府答弁ですら、これを認めるものがあつた。

「司法部ノコトニ付テハ、何等民ニ怨嗟ノ声ハナイトハ云ハナイ……立法行政ノ点ハ威信カ地ニ墜チテ、司法部单リ威信カ天上ニ昂ツテ居ルト云フコトハ、政府ノ見ル所テハアリマセヌ、唯司法部ニ付テ非難ノ声カ少ナイト云フノハ、此司法事件ニ付テ直接利害ヲ感スルコトハ実ニ少數タ……声カ小サクテ怨ハ強イ」⁽⁴⁰⁾

天皇裁判のもとでは、こうした怨嗟の一つ一つが天皇制の負担であつた。為政者達は、吹き荒ぶ内外の嵐に遇

つて、天皇制の荷が重過ぎはしないかを案じたのである。ふたたび江木に語らせよう。

「我大和民族は尽く忠君を心とし愛国を魂とする。事実の上で實際天皇の神聖を侵す者はあるべき筈はないが、今日の刑法は外国人をも支配する、日本語の通ぜぬ日本人をも支配する。制度の上で天皇神聖の大義を実現するの必要が発生する時期が到来せぬとも限るまい」⁽⁴¹⁾

その、いかにももつてまわった言い方のなかに、われわれは江木の真意を悟ることができる。かれは、「日本語の通ずる日本人」の「忠君愛国」が、そもそもさほど頼りにならないものであることを言いたかつたのである。江木の憂慮は、やがて現実となつてあらわれた。そして、陪審法が制定されたのであつた。

陪審法制定の動機がこのようなものであつたことは、幾つかの点で、その規定にも反映している。その最も顕著な現われは、既に見たように、陪審の評議に付すか否かを被告人の意思にからせた点であるが、そればかりではない。陪審法の制定者達は、信頼性の確保のために権力にとつての適性が犠牲にされることを極度に警戒した。⁽⁴²⁾ 無罪の答申があつたばあいにも陪審を更新しうるものとした⁽⁴³⁾ことは、その一つの重要な現われである。しかも、更新は幾度でも繰返し得るのであつた。答申は、ときには権力にとつて甚だ不都合であるかも知れない。そのような答申には、裁判官は従わないことができるのでなければならない。しかし、さればといつて無罪の答申のうちに有罪の判決を言渡すことは、信頼性のうえに甚だしい不利をもたらす。このジレンマを解決しようとしたのが更新なのであつた。若槻礼次郎は、いみじくも次のように云つてゐる。

「何遍モ彼方此方へ移スト云フコトニナレハ、結局判事ノ見込ミ通りニナルチャナイカ」⁽⁴⁴⁾

政治犯の除外も、同じ懸念の現われであつた。無罪答申の更新のうえになおこの種の事件を除外したといふことは、いかに権力がみずからにとつての適性の確保に汲々としていたかを物語る。なかんずく通常の政治犯に加

えて騒擾罪をも除外したことは留意に値する。米騒動は騒擾罪の適用を受けたのであつた。陪審員資格を有資産者に限つたことも、おそらく同じ懸念に影響されるところがあつたものである。

しかし権力にとつての適性を些かも犠牲にすることなく、しかもよく民衆の信頼をかちとるなどといふ虫のいふことが、果して一体可能だつたのであらうか。若槻礼次郎は、更新についてこの点を疑問とした。

「前ノ陪審員ハ自分ヲ無罪ニスルト云フヤウナ認定ヲシタラシイノニ、後ノ陪審員ハ自分ヲ有罪ニスルヤウナ認定ヲシタカラ、自分ハ有罪ニナツタ、併シナカラ一二人モ掛ツテ自分ヲ無罪ト見テ居ルノニ、自分ヲ有罪ニシタノハ是ハ此裁判ハ誠ニ不都合ナ裁判タト云フ心カ自ラ起ツテ来ル……モツトモツト不公平ニナルノハ三度以上移シタ場合テアル……多数カ無罪トスル考テアルノニ少數ノ人間カ自分ヲ有罪ト見テ有罪ノ判決ヲ下シタト云フコトニナレハ、被告ハ是ニ心服スルノテアリマセウカ」⁽⁴⁴⁾

しかしこれらのばあいでも、有罪判決の責任の一部は陪審によつて担われるのだということに注意しなければならない。清瀬一郎は、反対に考えていた。

「此法案ノヤウニスルト、實際ニ於テハ再ヒ三タヒ四タヒ陪審員カ同シ事ヲヤルト、裁判官モ心棒ヲ折ツテ遂ニ陪審員ニ盲従スルコトニナル、陪審員ニ盲従シナカラ、其判決ノ結果ハ裁判所カ負ハナケレハナラヌ」「裁判官カ責任ヲ取り若シ間違ツタ裁判ヲスルト、矢張天皇ノ名ニ於テ裁判所カ責任ヲ取ラナケレハナラヌ、ソレテハ折角ノ陪審ノ有難味ハ七分通りハ無クナル」⁽⁴⁵⁾

文中「裁判官」と「陪審員」を入れかえて見よう。

「再ヒ三タヒ四タヒ裁判官カ同シ事ヲヤルト、陪審員モ心棒ヲ折ツテ遂ニ裁判官ニ盲従スルコトニナル、裁判官ニ盲従シナカラ、其判決ノ結果ハ陪審員カ負ハナケレハナラヌ」

おそらく真理はその中間にあるのであつた。のみならず多くのばあい、更新は不要であろう。かりに一度で決まる事件が八割とすれば、その各々について裁判官と陪審が半分ずつ責任を負うと仮定して、裁判官の負担する責任の量は四割減る勘定になる。権力にとつての適性をほとんど害することなく得られる収穫としては、それは決して小さくない収穫だつたのである。

政治犯事件の除外も、不信の中核を残す意味では、信頼性にとつて大きなマイナスである。清瀬一郎は、政治犯事件の除外を難じて云つた。

「今マテノ不平ノ中テ、主トシテ騷擾トカ或ハ内乱トカ、斯ウ云フモノカ、官僚裁判ノ弊害ノアル所テアル……彼ノ先年ノ不詳事件、幸徳秋水一派ノ事件、是等テモ当時ノ官僚裁判ニ向ツテ、一部ノ人ハ如何ニ憤懣シタカ……私ハ日本ノ国体ニ向ツテ洵ニ憂惧ニ堪ヘナイ」⁽⁴⁶⁾

しかし、中核だけでは、暗殺はできても革命はできない。政治犯事件を除外しても、陪審の革命対策としての意味あいは、まったくなくなるわけのものではないのであつた。

陪審員資格の制限はどうか。有産者の裁判に無産者が悦服するであろうか。この疑問は、しかし実は、今日のものであつて当時のものではなかつた。有産者対無産者の対立は、次第にあらわになりつつあつたとは云え、立法者達の意識のうえでは、なお官民の対立を超えるものではなかつたのである。「自分ノ仲間カラ之ニ加ハル所ノ人間ヲ出シテ而シテ出来タ所ノ裁判テアルナラハ……甘ンシテ裁判ニ服スル」との説明に対し、かかる疑問を挿む議員が居なかつたということ自体が、それを証明している。

口 陪審法は「失敗」だつたと言われる。陪審の辞退(六条。なお請求陪審については請求しないばあい)は年を追つて多くなり、やがてそれが通例となり、原則となつた。⁽⁴⁷⁾ 制定の動機をどのように見るにせよ、「失敗」の結論は免れ難いよう見える。すぐ

なくとも、陪審裁判によつて信頼を得ようとした立法者達の意図は、完全に裏切られたと言つてよい。しかし立法者達は、「被告人ハ甘ンシテ……其裁判官ノ裁判ニ服スルト云フ以上ハ之ヲ強ユル必要ハナイ」と考えたのであつた。辞退は、裁判官のみの裁判に対する信頼が厚いことを意味するにほかならなかつたのであり、したがつて辞退が多いことは、裁判官のみの裁判に対する信頼が厚いことを意味するにほかならなかつたのである。事実、「失敗」が明かになるや、「司法当局は、陪審制の廃止論は従来の司法権に対する国民の信頼を裏書するもの」との談話を発表し⁽⁴⁸⁾た。陪審法は、結果として「従来の司法権に対する国民の信頼を裏書する」ことになつたわけである。それは、制定者達の意図そのままでなかつたにせよ、また必ずしもそれに反する結果でもなかつた。議事録に戻ろう。

「穩健中正ナル陪審制ヲ早ク布クト云フコトカ却ツテ翻訳的ノ急激ナル陪審制ヲ日本ニ実現サセナイト云フ
一ツノ強イ牆壁ニナルモノト政府ハ信シテ居リマス」⁽⁴⁹⁾

「翻訳的ノ急激ナル陪審制」を怖れた人々にとつては、陪審の失敗は必ずしも陪審法制定の失敗を意味しなかつた、ということは十分考えられることである。制定当時、すでに次のような疑問が抱かれていたことは注目に値する。

「此法律カ折角出来テモ、此法律ノ適用ヲ受クル所ノ事件カ有ルカ無イカ、先ツ此陪審ノ適用ヲ受ケマスレハ、第一ニ被告人ハ控訴カ出来ナイ、第二ニハ事実ノ誤認ヲ理由トスル所ノ上告モ出来ナイ……若シ私カ不幸被告人トナツタトシマスレハ、早速御免ヲ蒙ル、又若シ被告人カラ意見ヲ問ハルレハ、陪審ハ御止シナサイ、
斯様ニ私ハ注意スル」⁽⁵⁰⁾

次のような問答もあつた。

野村委員「……現在ニ於テ一審ニ審ト事実ノ審理ヲスル被告人ノ権利ヲ奪フト云フコトハ、却テ或意味ニ於

刑事裁判における信頼性の問題（三）（所一彦）

テハ私ハ今日ヨリハ権利ヲ輕ク見ル結果ニナリマセヌカト思フ」

馬場政府委員「……今野村君ノ如キ考ノ方ナラハ、陪審ヲ請求セス、若クハ法定陪審事件ナラハ辞退ヲスル、
斯ウ云フ事ニ依ツテ自分ノ満足トスル常職裁判官ノ裁判ヲ受ケルカ宜シイ」⁽⁵¹⁾

陪審裁判が事実誤認を理由とする上訴に親しないことは一般的の例であつて、必ずしもわが陪審法に限つたことではない。しかし、陪審の評議に付すか否かを被告人の意思にからせ、しかも陪審の評議に付したばあいには事実誤認を上訴によつて争い得なるとしたことは、わが陪審法の著しい特徴であった。しかもその争い得ない判決たるや、無罪の答申を棄て、更新によつて得られる判決であるかも知れないのである。左は「失敗」の原因に関する戦後の研究からの引用であるが、陪審法が既にその規定自体において「失敗」すべく作られていたことを示して興味深い。

「陪審の答申は裁判所を拘束せず、裁判は裁判所がするんだという立場をとりつつ控訴を許さないとしては、国民の危懼は大きかつたに違いない。たとえ無罪の答申があつても裁判所が気に入らねば、再陪審に附して有罪とされ、しかも控訴を許されなければ、国民は理窟によつて事実認定の不合理を衝き得る非陪審公判を選んだことは怪しむに足りない。又控訴を許さずとしたことは、陪審を一度経由せば裁判所の専権とされている法規の適用、刑の量定の不当についても国民は訴える場所がなくなり……」⁽⁵²⁾

量刑の問題が関係していることに、とくに注意されたい。左は、戦前のものである。

「陪審による最終の決定をおそて二審三審と上級裁判所の御厄介になることによつて幾分自分の刑罰が軽くなるやうな感じを抱き……」⁽⁵³⁾

三審制の「私惠」と「慈悲」とに甘え慣れた民衆にとつて、陪審法は、あまりにも厳しかつた。かれらは陪審

を棄て、裁判官のみの裁判を選んだ。それは、陪審法に対して権力が抱いた二通りの期待の、言うなれば一方を満たしたものにほかならなかつたのである。陪審法の停止（昭和一八年三月）は、一般にあたかも「失敗」の承認であつたかの如くに考えられている。しかし、すでに昭和一三年以降、陪審公判は年々全国で三、四回開かれるに過ぎなかつたのである。陪審員名簿の作成⁽¹⁾（⁽⁷⁾）という厄介な仕事が、あの「非常時」のさなかに、わずか三、四の事件のために忍ばれ得たと考えるのは不自然である。むしろその間、陪審法は権力の自己保全策としての意味を持ちつけたのだと見る方が素直であろう。おそらく陪審は、辞退されることによつて天皇裁判への恭順を象徴したのであつた。⁽⁶⁴⁾陪審法が「廃止」ではなく「停止」されるに止まつたことも、このような観点に立つて始めて理解できるのである。

- (1) 大森洪太「陪審法」（現代法学全集二四）二七六頁。
- (2) たとえば矢内原忠雄編「現代日本小史」下二三頁（我妻栄執筆部分）。
- (3) たとえば高田卓爾・刑事訴訟法一五頁。
- (4) 法律新聞三一四一號一八頁。
- (5) このことは頭記の引用からも窺えるが、なお滝川幸辰「陪審法」（新法学全集所収）四二頁。法案の審議に際しても、次のような発言が見られた。曰く「陪審ト云フモノハ何ノコトテアル、ト云フ意味ノ解ラヌ國民ノ方カ六千万人中大部分テアルト私ハ思フ」（第四六回貴族院本会議、若槻礼次郎発言、江木・原・花井編「陪審法審議編」一〇九〇頁）。以下「四六貴本・若槻礼次、審議編一〇九〇頁」の如く省略）。政府答弁ですら、次のようなものがある。曰く「仮令今日或ハ人民ノ口ニハ陪審制度ノ要求カ無イニシテモ、為政家トシテ之ヲ早ク看取シテ、陪審法制度ヲ実施スルト云フコトハ、勿論時代ノ要求ニ適フモノテハナイカト、斯ウ私ハ考ヘテ居ル」（四五委・馬場鍊一、審議編二一〇頁）。
- (6) 滝川・前掲八頁。
- (7) 四六衆本・審議編六二八頁。
- (8) もつとも「立憲政治の本旨」という言葉によつて人々が具体的に何を考えたかを問題にするなら、話は違つて来る。おそらく一部では、自由主義的・民主主義的諸要求が叶えられることを想像したに違いない。しかし陪審法に関するかぎり、これが幻想に過ぎなかつたことは後述する通りである。他方、これを統治方法の変更として理解した者もあつたと思われる。この理解は後段の理由に連るもので、この点も

刑事裁判における信頼性の問題（三）（所一彦）

後述するところによって知られよう。

- (9) 四六衆委・審議編八四八頁。
- (10) 四六衆委・審議編七七三頁。
- (11) 四六貴委・審議編一一四四頁。
- (12) 四五衆委・審議編二〇九～二一〇頁。
- (13) 四六貴本・岡野敬次郎、審議編一一四三～一一四四頁。
- (14) 四五衆委・馬場鍊一、審議編五三八頁。
- (15) 四六貴本・審議編一一七七頁。
- (16) 四六貴本・審議編一一五～一一一九頁。なお「此陪審法案ノ最後ノ目的モ、私ハ人権ノ擁護ニアルト思料致シマスカ、左様テコサイマスカ」（四六衆委・横山金太郎、審議編七七三頁）という質問に対し、政府答弁は注意深く肯定の答を避けている、肯定せんか、のちの説明に窮すること必定だったからであろう。
- (17) 法律新聞一一六号附録三三九頁参照。

- (18) 四六貴委・審議編一三八六頁。
- (19) 四六貴委・審議編一三七一頁。
- (20) 四五衆委・審議編二一〇頁。
- (21) 四五衆委・山内確三郎、審議編一四七～一四八頁。
- (22) 四六衆委・原大次郎、審議編一〇三九頁。
- (23) 四六衆本・陪審法案委員長鵜沢総明、審議編六五四頁。
- (24) 四五貴委・馬場鍊一、審議編五一二頁。
- (25) 四五貴委・横田千之助、審議編五二七頁。
- (26) 大逆事件を云うものである。
- (27) 四六貴本・審議編一二七三頁。
- (28) 四六衆委・審議編一〇三四頁。
- (29) 四六衆委・審議編一〇三一頁。
- (30) 江木衷「陪審法における予の立場」法律新聞一一五号三～四頁。
- (31) 原敬日記八巻二五二頁。

- (32) 平沼騏一郎回顧録、五一頁。
- (33) 原敬日記八卷六七頁。
- (34) 同右。
- (35) 前掲現代日本小史、一二三頁（岡義武執筆部分）。
- (36) 四六貴本・審議編一二七三頁。
- (37) 四六衆委・審議編一〇二四頁。
- (38) 四五衆委・水上長次郎、審議編五〇四頁。
- (39) 四五貴委・横田千之助、審議編五二六・五二七頁。
- (40) 冷灰全集四卷三八三頁。
- (41) 更新の制度は諸外国にもあるが、いずれも有罪の答申があつたばあいに限られる。答申の有罪・無罪を問わず更新しうるものとした点は、わが陪審法の発明である。
- (42) 四六貴本・審議編一一〇四頁。
- (43) 四六衆委・審議編一一〇六頁。
- (44) 四六衆委・審議編一〇三一・一〇三二頁。
- (45) 四六衆委・審議編一〇三一・一〇三二頁。
- (46) 四六衆委・審議編一〇三二頁。
- (47) その詳細については、菊地博「陪審制度について」（日本法律家協会シリーズ（四））五〇頁以下。
- (48) 大阪新聞昭和六年七月七日（秦良一「陪審法の欠缺」法律新聞三二九三号三頁の引用による）。
- (49) 四五衆委・横田千之助、審議編五二六頁。
- (50) 四六衆本・高柳覚太郎、審議編六九〇頁。
- (51) 四五衆委・審議編三三一頁。
- (52) 菊地・前掲五七・五八頁。
- (53) 法律新聞三一四一號一八頁。
- (54) 法律新聞は、「失敗」が明らかになりかけた昭和五年七月に、次のように述べている。「陪審実施以前にかけられたる期待は裏切られた感が深いがこの制度が副産物として犯罪捜査方法と手段とに一つの刺激を与へた効果と兎角現実の社会と離れようとする傾向のある法律並びに司法機関と社会とを結びつけ裁判の神聖の上に及ぼす隠れたる効果とは陪審法実施の賜物である」（三一四一號一八頁。傍点筆者）。